

# 練馬区都市型軽費老人ホーム入所判定基準

24 練 福 高 第 1408 号  
平成 24 年 9 月 1 日

## 1 入所要件【練馬区都市型軽費老人ホームに関する指針(平成24年5月1日24練福高第415号)より】

満60歳以上の方であって、低所得で練馬区内に住民票を有する方  
自炊ができない程度の身体機能の低下により、自立した日常生活を営むことについて不安がある方  
感染症がなく、かつ、医療について自己管理できる方  
問題行動を伴わない方で共同生活が可能な方  
確実な保証能力を有する保証人を立てることができる方。ただし、特別に区長が認めた場合は、この限りでない。  
家族による援助を受けることが困難である方  
前各号に掲げるもののほか、区長が特に入所が必要と認める方

## 2 入所判定基準の要素

「(1) 本人の状況(心身および資産等)」、「(2) 世帯の状況」、「(3) 住宅の状況」の合計点数により順位を決定する。  
合計点数が同点の場合は、「(3)住宅の状況」、「(2) 世帯の状況」、「(1) 本人の状況」の順に項目別の点数が高いものが高順位となる。(1)~(3)いずれの項目も同点の場合は、年齢順とする。

## 3 入所判定基準の点数配分【合計 最高19点】

### (1) 本人の状況(心身および資産等)

#### 心身の状況および日常生活動作の状況【最高6点】

自炊が困難な程度の低下が見られる	左記に該当するが、常時介助を要する
6点	1~2点減点

#### 資産および前年収入の状況

##### ・収入【最高5点】

生活保護受給有り、または生活保護受給無しかつ150万円以下	150万円を超え、170万円以下	170万円を超え、190万円以下	190万円を超え、210万円以下	210万円を超え、230万円以下	230万円超
5点	4点	3点	2点	1点	0点

##### ・資産【最高3点】

- ア 動産の合計が300万円未満の場合 1点
- イ 動産の合計が150万円未満の場合 2点
- ウ 土地・家屋等の不動産が無い場合 1点

### (2) 世帯の状況 【最高2点】

- 同居者(同一敷地内に居住する者を含む)がいない場合 1点
- 区内または隣接区市内に居住する民法上の扶養義務者がいない場合 1点

### (3) 住宅の状況 【最高3点】

- 借家や民間アパート等に居住している場合 1点
- 立ち退きを迫られる等、継続して居住することが困難な場合 1点
- その他 上記以外で困窮度合いが高いと認められる場合 1点